

新1年保護者様  
転入児童保護者様

大田区立清水窪小学校  
校長 加藤 康弘

## 台風・地震等対応について

### 1 震度5弱以上の地震が発生した時の初期対応

#### (1) 地震発生時

- ① 地震が発生した時は、児童はただちに避難行動をとる。校内放送による指示を行うとともに、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所（教室内、特別教室内等）で机の下にもぐり、身の安全を確保させる。
- ② 大田区内での震度5弱以上の地震（以下「大規模地震」と記述）であることが分かった場合は、以下（2）以降の対応をとる。

#### (2) 第一次避難（第二次避難）

- ① 揺れがおさまった後、児童の点呼とけがの有無の確認を行う。
- ② 校舎の倒壊の危険があると校長が判断した場合や校内や近隣で火災が発生した場合は、児童の避難路に危険箇所が無いかどうか確認しながら非難を実施する。防災頭巾で頭を保護しながら、校庭等の安全な場所へ「おさない、かけない、しゃべらない、もどらない」の原則を守り、落下物やガラス、校舎から剥離した壁面等に注意しながら児童を避難させる。
- ③ 大規模地震が発生後、しばらくは余震が続くことを警戒して行動させる。
- ④ 校舎の倒壊、校庭高樹の倒木、火災、土砂崩れ、ガス爆発、水道管の破裂等で、第一次避難をしている場所が危険になった時は、第二次避難を実施する。

#### (3) 被害状況の把握

- ① 慌てずに被害状況の把握や情報収集に努め、避難場所に児童を留め置く。
- ② テレビやラジオ、インターネット等を活用して、地震の状況、電気、ガス、水道等のライフライン、交通機関の状況を確認する。
- ③ 学校や周辺地域の建物や道路を巡視し、被害の有無、状況の確認を行う。
- ④ 大田区防災無線からの情報を傾聴する。

#### (4) 児童の留め置き（待機、保護）及び引き渡し

- ① 情報収集後、地域に火災や家屋の倒壊等の大きな被害が確認されたり、ライフラインや道路の寸断等が確認されたりした場合はもとより、地域におおきな被害がない場合でも、**児童は引き続き学校に留め置く。**
- ② **保護者が引き取りにきた場合は、引き渡す。（保護者が引き取りに来るまでは、学校に児童を留め置く。）**
- ③ 事前に保護者の了解を得ている場合は、中学生による小学生の弟や妹の引き取りも可能とする。
- ④ 保護者が引き取りに来られない状況で連絡が取れない場合は、児童は学校に留め置く。
- ⑤ 保護者が引き取りに来られない状況で連絡が取れる場合は、学校確認の上で保護者の知人（本校保護者等）に引き取りを依頼することも可能とする。
- ⑥ 授業日の午前中に大規模地震が発生した場合、給食室の被害や給食調理員の怪我がなく、食材があり、ガス・電気・水道が正常である場合は、給食を提供した後で保護者による引き取り下校を実施する。

(5) 登下校に地震が発生した場合

- ① 周囲の状況に応じて、児童自身が判断し、身の安全を確保する。
- ② 自宅が学校より近く、保護者の在宅が確実な場合は自宅に避難してもよいが、**学校へ避難することを原則とする。**
- ③ 登校した・戻ってきた児童については、確実に**人員確認**を行う。欠席・不在児童については、欠席の申し出確認や**所在確認**を行う。
- ④ 「放課後ひろば」に児童がいる場合は、職員の指示に従う。学校も、児童の所在確認を行う。

(6) 保護者への情報伝達方法

- ① **学校から登録保護者へ**                      **学校緊急連絡システム**
- ② 学校から未登録保護者へ                      電話（緊急連絡先へ）
- ③ 学校からインターネットで                      清水窪小学校ホームページ
- ④ 防災課から登録区民へ                      区民安全・安心メール
- ⑤ 大田区から地域へ                      大田区デジタル防災行政無線（屋外一斉放送）

※ 震度4以下であっても、児童の帰宅や帰宅後の安全が確保できないと校長が判断した場合は、児童の学校への留め置き及び保護者の引き渡しを実施することがある。

## 2 台風・暴風対応

(1) 臨時休校

- ① **午前6時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は、自宅待機とする。**
- ② **午前7時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は、臨時休校とする。**

(2) 学校留め置き

- ① **下校時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は、児童を学校に留め置く。**
- ② 暴風警報が解除されるまでは児童を学校に留め置き、解除後に方面別に集団下校を実施する。
- ③ 午後6時以降に暴風警報が解除された場合、保護者による引き取り下校を実施する。

## 3 お願い

(1) 学校の対応についてのご理解とご協力の依頼

- ① 自然災害発生時は、通信手段が不通となることが予想されます。日頃から、お子さんやご家族で、大規模地震や台風の発生時対応について話し合い、事前の危機管理を整えてください。
- ② 緊急時児童引き渡しの代理人の変更、中学生による小学生の弟や妹の引き取りを希望する場合は、担任までお知らせください。

(2) 「学校緊急連絡システム」や「区民安全・安心メールサービス」への登録依頼

- ① 「学校緊急連絡システム」への登録により、学校からの緊急メールを直接、携帯電話やパソコンで受け取ることができます。また、本校は運動会や遠足等学校行事の実施・延期のお知らせ、全校・学年毎の緊急連絡を学校緊急連絡システムで配信いたします。未登録の皆様には、登録のご協力をお願いいたします。
- ② 「区民安全・安心メールサービス」では、大田区に特化した情報（不審者、気象、地震等）について、区からのメールを携帯電話やパソコンで受け取ることができます。